

各 県 立 学 校 長 殿

生徒指導支援室長

児童・生徒の生命と心を守る生徒指導の徹底について

平素は、県教育委員会の諸事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、児童・生徒の生命に関わる重大な事故が、依然として発生していることから、貴校においては、下記の内容について、別添資料等を活用し、全教職員に周知徹底するとともに、教職員と児童・生徒の信頼関係を基盤とした取組を、速やかに実施いただくようお願いいたします。

記

- 1 児童・生徒の中には、悩みや不安から精神的に不安定な状況にある者もいるとの認識をもち、学校全体として、全ての児童・生徒の表情、言動等を含めた心理状況の確認を行う。
  - (1) 校内研修会等の中で、学級担任だけでなく、全ての教職員で児童・生徒の様子を把握する。
  - (2) 過去に悩みや心配を訴えた児童・生徒については、相談記録や個人別生活カード等を点検し、内容やその後の様子等について全教職員で共有する。  
その上で、改めて、教職員が役割分担をし、当該児童・生徒の重点観察や当該児童・生徒への声かけなどを行い、児童・生徒の状況を再確認する。
- 2 児童・生徒の悩みや問題につながる要因を把握するため、教職員間はもとより、家庭、地域住民、関係機関等との連携により、一人一人の児童・生徒の友人関係や目指している進路、家庭における課題等、児童・生徒が置かれている状況を十分に確認する。
  - (1) 登校時、学級担任等が児童・生徒を校門や教室で迎えたり、声をかけたり、休み時間や昼食時等に多くの教職員と児童・生徒がコミュニケーションを図ることにより、児童・生徒の家庭や校外での生活の状況を複数の教職員で把握する。
  - (2) 保護者会や個人面談等あらゆる機会をとらえて、学級担任だけでなく、教職員全体が、児童・生徒の保護者と積極的にコミュニケーションを図る中で、児童・生徒の家庭や校外での様子について把握するとともに、地域住民との会合等を通して、在籍する児童・生徒の生活全体について、気になる様子等について情報提供を依頼する。
- 3 少しでも心配な状況や悩みにつながる要因が考えられる児童・生徒については、学校と家庭が連携して、児童・生徒に寄り添い、支援を徹底することにより、生命に関わる重大な事故を確実に防止する。
  - (1) 教職員が、児童・生徒の様子について気になる状況を把握した場合、必ず、管理職及び学年、生徒指導部会、教育相談部会等に報告し、対応や支援の方法について協議し、保護者に連絡する。
  - (2) 状況（心の病・安心感のもてない家庭環境・喪失体験・孤立感・極端な完全主義や衝動性等の独特の性格傾向等）によっては、教職員、保護者、その他関係者等が常に児童・生徒を見守る体制を整えたり、可能な限り単独での行動を回避させる等の対応を行う。  
（対応例）・別室で話を聞く等の際に1人にしない  
・授業中に不調を訴えた等の場合に1人で保健室等に行かせない 等
  - (3) 当該児童・生徒との面談等を通して、教職員が児童・生徒と問題を共有しながら、解決のための助言等を行う。  
悩みや不安の内容に応じて、福祉、医療等を含む関係機関とも連携し、悩みの要因と考えられる負担の軽減のための支援を行う。

（別添資料参照）